

岐阜労働局発表
平成18年11月29日

担 岐阜労働局労働基準部監督課
当 Tel 058-245-8102 (直通)

技能実習生等受入適正化推進会議の開催について
—今年度の監督指導により、残業手当等約1億2千万円の差額支払い—
—9割の事業場で労働基準関係法令違反—

岐阜労働局（局長 松本 守）では、本年度、「外国人技能実習生・外国人労働者の労働条件確保」を行政の最重要施策の一つとして取り組んでいるところであるが、県内における外国人研修生は3千名余、技能実習生は7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる県となっており（別紙-3参照）、不適切な労務管理等が行われている事例が多発している状況にある。

中には、外国人研修・技能実習制度の趣旨をよく理解しないまま安易に、または、違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う機関も少なからず見られる。

今年度（4月から10月まで）、当局及び管下7労働基準監督署において実施した監督指導結果は別紙-1のとおりであり、監督実施した2次受入機関146事業場うち130事業場（違反率は89.0%）において労働基準法等違反が認められ、是正勧告等を行った。また、是正勧告の結果、最低賃金を下回る額で賃金を支払っていた等の賃金支払関係違反が認められた51事業場（対象技能実習生197人）が、差額合計1億1,533万円を支払った。

一方、第1次受入機関（協同組合）に対し、14機関の監督指導を実施したが、母国語による労働条件の明示等に関して12機関に文書指導を行った。

そのため、岐阜労働局では、今般、関係行政機関及び労使団体に呼びかけて、相互に緊密な連携を図り、一体となって効果的な取り組みを行うため、「技能実習生等受入適正化推進会議」を下記により開催し、関係事業場はもとより、広く県民に呼びかけを行うこととした。会議では、現状についての事例報告や意見交換を行い、「技能実習生等の適正な受入に関するメッセージ」を検討の上、公表する予定である。

記

1. 会議の名称 ……技能実習生等受入適正化推進会議

2. 日 時 …… 平成18年12月4日（月） 午後2時から午後4時まで

3. 場 所 …… ホテルグランヴェール岐山
岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地（TEL 058-263-7111）

4. 会議の構成機関又は団体 ……

岐阜労働局

名古屋入国管理局

岐阜県

岐阜県警察

（財）国際研修協力機構名古屋駐在事務所

連合岐阜

岐阜県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会

靱山錚吾朝日大学法学部教授（座長予定）

※ 上記のほか技能実習生の受入事業場の多く存在する市町村にオブザーバー参加の呼びかけを行ったところ、次の市町村からの参加申し込みがあった。

[オブザーバー]

市担当者（ 岐阜市、大垣市、関市、美濃加茂市、山県市、瑞穂市 ）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 岐阜労働局長あいさつ

(3) 取組状況報告

① 岐阜労働局労働基準部監督課

② （財）国際研修協力機構名古屋駐在事務所

③ 大垣労働基準監督署

④ 名古屋入国管理局

⑤ 岐阜県

⑥ 岐阜県警察

- (4) 討議・意見交換
- (5) メッセージ（案）の決定
- (6) 閉会

6. 今後の取り組み方針 ……

研修生・技能実習生の受入れは、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された制度であり、岐阜県では主要産業である縫製業、機械・金属製造業を中心に研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与しているものであるが、外国人研修・技能実習制度の趣旨をよく理解しないまま安易に、または違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させている状況にある。

- (1) 「技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ」を発信することにより関係事業場はもとより、適正な技能実習生等の受入事業が運営されるよう、広く県民全体への呼びかけを行う。
- (2) 岐阜労働局では、特に昨年度以降、外国人技能実習生に関わる問題事案が多発傾向にあるため、今後においても、この会議を契機として、名古屋入国管理局を始めとする関係機関と緊密な連携を図り、効果的な行政指導を重点的に推進していくとともに、帳簿の改ざん等を繰り返す等の悪質事業場に対しては、司法処分を含めて厳正に対処する。

7. 参考資料

- 別紙－1 …… 平成18年4月から10月までの岐阜労働局における監督指導状況
- 別紙－2 …… 上記の監督指導の中でみられた監督指導事例
- 別紙－3 …… 都道府県別移行申請者数（平成16年度から17年度）
- 別紙－4 …… 外国人研修・技能実習制度の概要

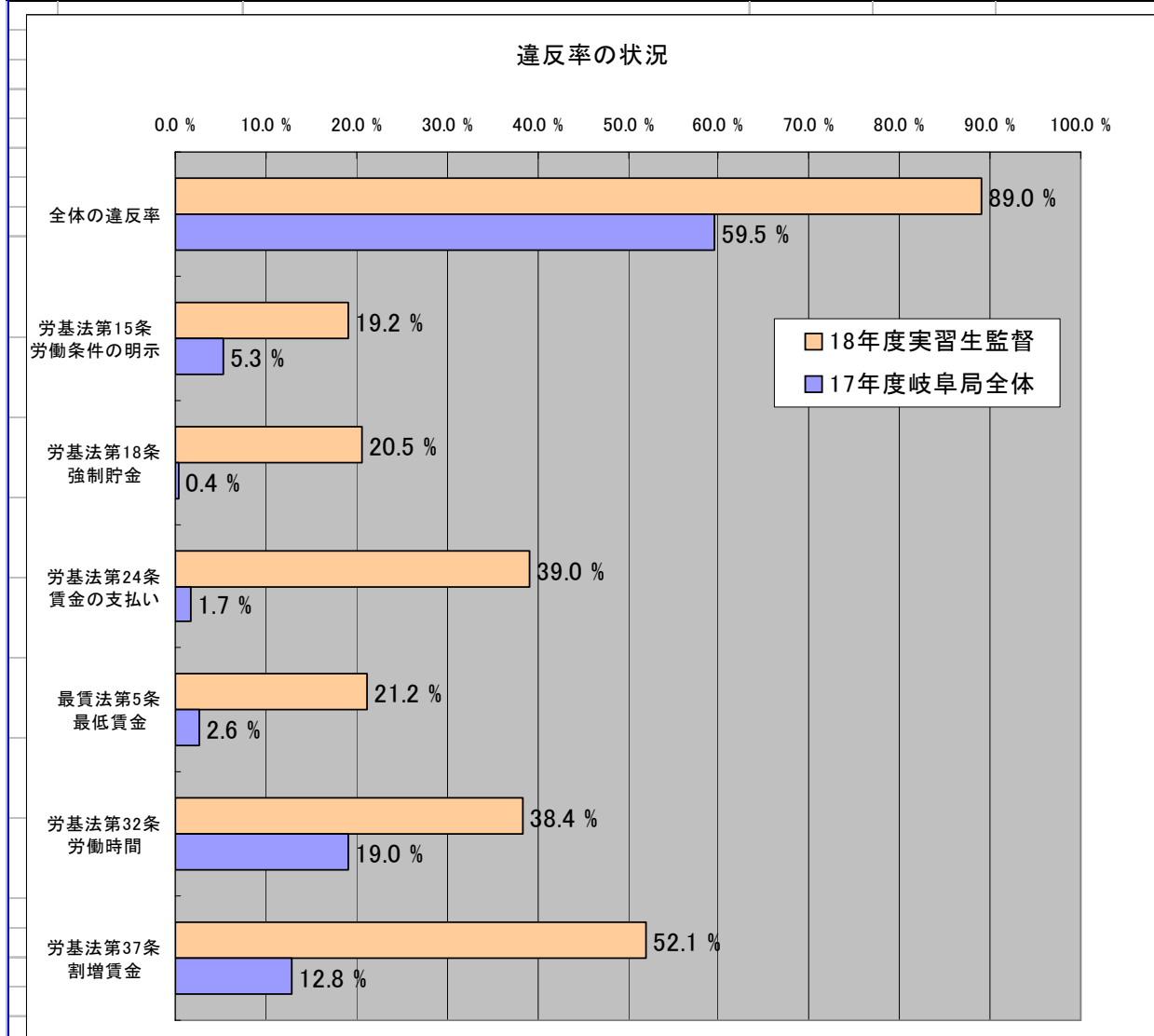
1. 第2次受入機関に対する監督指導結果

(1) 監督指導全体の違反等の状況(平成18年4月から10月まで)

① 法違反の状況

(注)「17年度岐阜局違反率」は、昨年度の岐阜労働局における臨検監督全体の違反率である。

監督実施事業場数		146	違反率	17年度岐阜局違反率
違反事業場数		130	89.0 %	59.5 %
主な違反の内訳	労基法第15条 労働条件の明示	28	19.2 %	5.3 %
	労基法第18条 強制貯金	30	20.5 %	0.4 %
	労基法第24条 賃金の支払い	57	39.0 %	1.7 %
	最賃法第5条 最低賃金	31	21.2 %	2.6 %
	労基法第32条 労働時間	56	38.4 %	19.0 %
	労基法第37条 割増賃金	76	52.1 %	12.8 %



② 差額の支払いの状況

総額 1億1,533万4,397円

対象人数 197人

一人当たりの平均額 58万5,454円

③ 法違反以外の文書指導状況

監督指導を行った146事業場に対して、法違反以外の事項について文書指導を行った件数は次のとおりである。

指導事項	中国語による労働条件の明示	時間管理の適正化	明細書の交付	割増賃金支払いの適正化	パスポート、通帳等保管の適正化	研修生の残業の適正化	積立貯金の適正化	強制貯金の排除	管理費控除禁止、組合費の控除の適正化	その他	安全衛生関係
指導事業場数	40	37	13	6	20	28	13	3	8	25	2
指導率	27.4%	25.3%	8.9%	4.1%	13.7%	19.2%	8.9%	2.1%	5.5%	17.1%	1.4%

(注) 複数の指導事項があった場合には、それぞれの事項に件数を計上している。

(2) 申告監督の状況

(1)のうち、技能実習生からの申告に伴う監督指導結果の状況は次のとおりであった。

① 申告者数 88人

被申告事業場数 30事業場

② 割増賃金、最低賃金等に関して

支払われた差額の総額 7,879万7,681円

2. 第1次受入機関に対する監督指導結果

- ・ 監督指導組合数 14組合
- ・ うち、文書による指導組合数 12組合 (指導率85.7%)
- ・ 指導事項別件数

(注) 複数の指導事項があった場合には、それぞれの事項に件数を計上している。

	中国語による労働条件の明示	適正な貯蓄金管理	適正な労働時間管理	適正割増賃金の支払い	賃金控除協定の締結	時間外協定の適正化	賃金明細書の交付	研修生の残業排除
指導組合数	9	3	1	3	3	2	2	2
指導率	64.3%	21.4%	7.1%	21.4%	21.4%	14.3%	14.3%	14.3%

(監督指導事例 1)

同一の1次受入機関傘下の事業場13社に対して、総額約4,300万円の差額支払いを指導

岐阜県内のプラスチック製造業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として就労していたが、「①実習期間中の賃金条件は基本給12万円であるはずなのに月額6万円しか支払われない。②残業手当が最低賃金を下回る時間額600円でしか支払われない。」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約80万円、5人分の合計約400万円）を支払うように指導した。事業場内で作成されていた賃金台帳は、法律に抵触しない内容の表帳簿と法違反となる実態を記載した裏帳簿の2種類が作成されていた。

その後、この事業場が所属する1次受入組合傘下の事業場において同内容の申告が相次いだため、他の傘下事業場の集中的な臨検監督を実施し、当該1次組合傘下の12事業場に対して是正勧告を行い、総額約3,900万円（対象実習生21人）を支払うように指導した。

(監督指導事例 2)

実習生1年目時給300円、2年目時給330円で長時間の残業を行わせ、実習生3人分、約318万円の差額支払いを指導

岐阜県内の縫製業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として約2年間就労していたが、「実習1年目は時給300円、2年目は時給330円でしか残業手当が支払われない」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約106万円、3人分の合計約318万円）を支払うように指導した。

この事業場では、実習期間2年間の間に、実習生3名に対し、1ヶ月で最高106.5時間から最低42時間の時間外労働を行わせており、極めて過重な労働実態であった。

(監督指導事例 3)

労働基準監督署に対する申告事案を端緒に、名古屋入国管理局との合同臨検を実施。

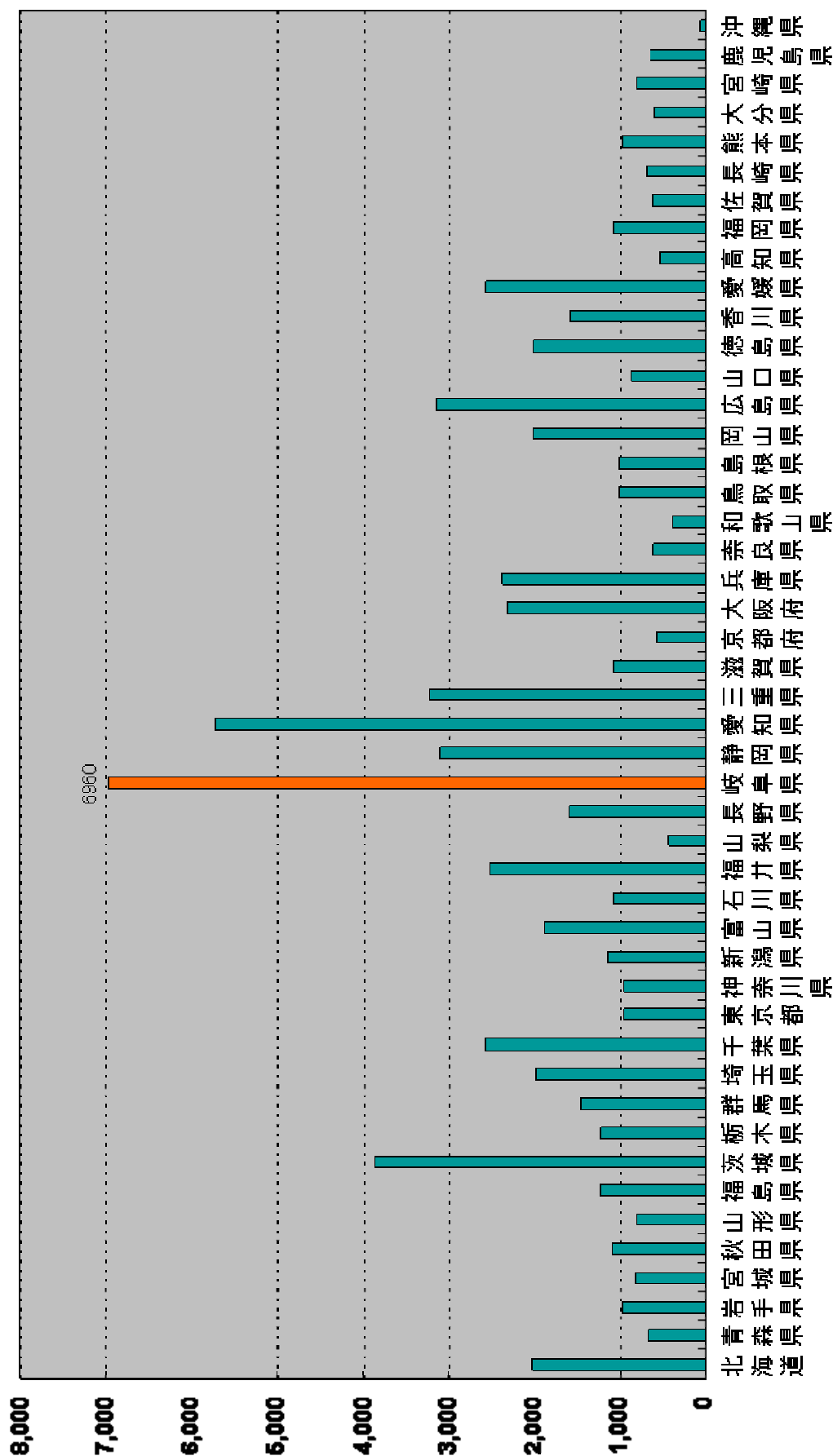
岐阜県内の縫製業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として就労していたが、「①残業手当が最低賃金を下回る時間額400円でしか支払われない。②積立貯金が返還されない。」との申告を受けた。この事業場については、他の会社名義を使用して、1事業場の受入人数枠を超えて実習を行っているとの申告事実があったため、名古屋入国管理局との合同臨検を実施した。

合同臨検の結果、労働基準監督署からは、申告者については既に是正がなされていたが申告者以外の2名の技能実習生についてほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額合計約21万円を支払うように指導した。

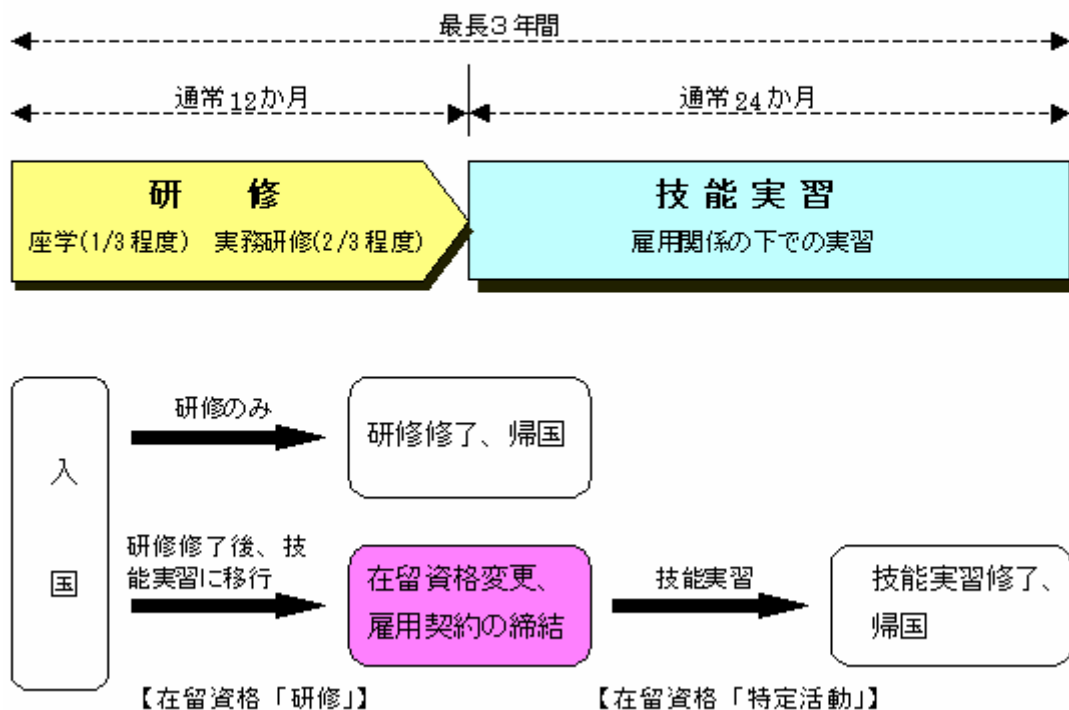
一方、入国管理局では「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に定める不正行為に該当する可能性があるとして、現在調査中である。

((財) 国際研修協力機構調べ)

都道府県別技能実習生移行申請者数(2004年度~2005年度合計)

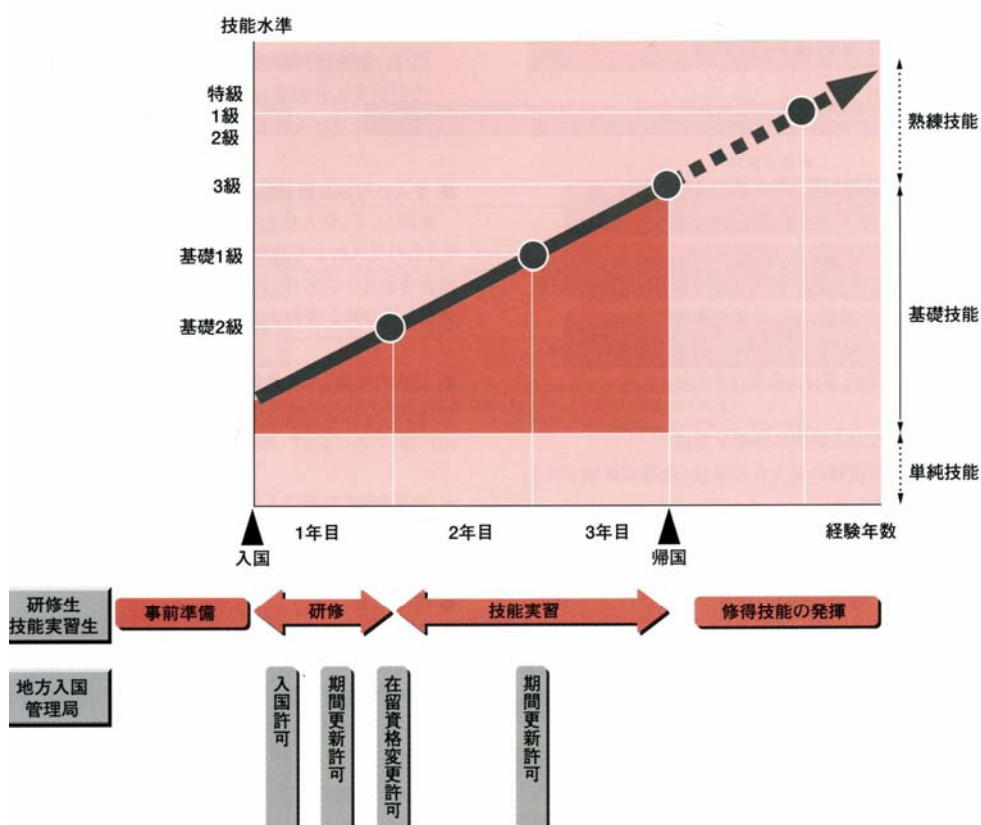


外国人研修・技能実習の流れ



外国人研修・技能実習制度の枠組み図

(研修1年、技能実習2年の場合の標準的なパターンを示しています)



実務研修を伴う民間企業の研修生受入れのパターン

●企業が団体を通じて研修生受入れ事業を行う場合



研修生の受入れ人数枠

受け入れることができる研修生の人数枠は、受入れ形態や受入れ機関の種類、常勤職員の規模によって違いがあります。上記図中右端の「人数枠」ABCは、右表の「区分」ABCと符合します。

区分	実務研修実施機関の常勤職員数	研修生の人数
A	—	常勤職員の5%以内
B	201人以上300人以下	15人
	101人以上200人以下	10人
	51人以上100人以下	6人
	50人以下	3人
C	農業を営む組合員	2人以下